

## 日本体育測定評価学会 常任理事規定

### （趣旨及び業務）

第1条 本学会の日本体育測定評価学会役員選出に関する規定第6条に規定する常任理事の選出に関し必要な事項を定める。また、ここに定める常任理事は、学会運営に支障をきたさないよう恒常的かつ実質的な業務に携わる。

### （資格）

第2条 常任理事は、会長が副会長との協議によって推薦される理事であり、次の条件を満たす者とする。

- 1) 理事経験がある者あるいは10年以上正会員である者
- 2) 学会運営に実績があり貢献が十分期待できる者

### （選出の方法）

第3条 常任理事は、理事会の審議を経て会長が任命する。

### （辞任）

第4条 常任理事が辞任を申し出た場合は、理事会の承認を得て会長が任を解く。

### （解任）

第5条 常任理事が次の条件に当てはまる場合、会長は、常任理事の解任を理事会に提案することができる。

- 1) 病気やその他の理由で、2年間以上常任理事として学会運営に参加できない。
- 2) 本学会に対して重大な損害を与えた場合。

### （常任理事の補充）

第6条 会長、副会長、理事長、及び副理事長は、役職中は学会役員選出に関する規定の第6条4)の常任理事とは別に常任理事扱いとする。

第7条 常任理事に欠員が生じた場合、会長は、適任者を選出し、理事会の承認を経て、補充することができる。

### 付 則

1 この規定は、平成23年2月27日から適用する。